附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年六月十日から施行する。ただし、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の十七から第六号の二まで、第十二号及び第十三号の改正規定並びに第四条並びに次条の規定は、令和三年六月九日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和七年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第五号の二十一から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第五号の二十一から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第五号の十九から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の十九から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5　旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

6　旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。